

顧客債権から除かれるものを指定する件

(平成十九年八月十七日金融庁・財務省告示第六号)

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令(平成十五年政令第一百十八号)第三条第二号の規定に基づき、顧客債権から除かれるものを次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。

一 当事者の一方が受渡日を指定できる権利(以下「選択権」という。)を有する債券売買取引であつて、当該選択権を有する当事者が、当該選択権を行使できる一定の期間又は一定の日に受渡日の指定を行わない場合には、当該債券売買取引に係る契約が解除される取引に係る債権

二 次の各号に掲げる者が有する債権

イ 当該金融商品取引業者の役員(外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内における代表者(国内に設けるすべての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。))を含む。

ロ 当該金融商品取引業者の親法人等(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。)及び子法人等(同条第六項に規定する子法人等をいう。)

八 当該金融商品取引業者の総株主等の議決権（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五を超える議決権を保有している者